

## ○道路使用許可と道路占用許可の双方の許可申請に対する取扱いについて

〔令和8年1月16日〕  
〔例規甲（交規企）第99号〕

### 道路使用許可と道路占用許可の双方の許可申請に対する取扱いについて

#### 1 対応方針

本県におけるこの種の取扱いについては、道路占用及び道路使用許可申請等の取扱いに関する協定（昭和36年10月31日付け、交発第2536号）を締結していることから、同協定に基づき対応することとする。

なお、本事務手続については、事務手続の流れ（別紙）を参照すること。

#### 2 運用上の留意事項

- (1) 一括申請を希望する者に対しては、「道路管理者の許可を先に受けること。」等の指導は行わないこと。
- (2) 当該申請書を書面申請で一括受理した場合には、道路占用許可申請書の送付について（第1号様式。以下「道路占用送付書」という。）を作成し、道路占用許可申請書とともに道路管理者に送付すること。この場合、書面の受領等を明確にするため、道路占用送付書の控えに受領印を徴すること。
- (3) 当該申請書を警察行政手続オンライン化システムで一括受理した場合には、原則として、e-Gov電子申請サービスを利用して道路占用許可申請書を道路管理者に送付すること。

なお、協議手続については、道路管理者から警察署長宛てに行い、警察署長から道路管理者宛ての協議は省略するものとする。

- (4) 道路管理者が当該申請書を書面申請で一括受理した場合には、道路占使用許可協議書（第2号様式）2部及び道路使用許可申請書の送付について（第3号様式。以下「道路使用送付書」という。）を作成させ、道路使用許可申請書とともに警察署長に送付させること。この場合、道路使用送付書の控えに押印し、道路管理者に返却すること。
- (5) 道路管理者が当該申請書をe-Gov電子申請サービスで一括受理した場合には、原則として、e-Gov電子申請サービスを利用して道路使用許可申請書を警察署長に送付されること。
- (6) 行政手続法（平成5年法律第88号）による標準処理期間は、5日（行政庁の休日は含まれない。）となっているが、道路交通法第78条第2項の規定に基づく、道路管理者を経由して提出された申請については、標準処理期間日数に道路管理者が当該申請を処理するために要した日数を加えたものとすること。
- (7) 道路使用許可手数料及び道路占用料の徴収については、それぞれの行政機関にお

いて取り扱うこと。

別紙・様式 略